

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都都民の森条例施行規則の一部を改正する規則
公布年月日・番号 平成17年3月31日・東京都規則第48号

1 概要

1 改正理由

東京都民の森条例（平成2年東京都条例第62号）の改正等に伴い、施設の休業日等指定管理者及び利用料金に関する規定を整備する。

2 改正事項の概要

- (1) 施設の休業日等に係るもの
 - ア 施設の休業日及び利用時間（第1条）
- (2) 利用料金制度の導入に伴うもの
 - ア 利用料金（第5条）
 - イ 利用予納金（第6条）
- (3) 指定管理者制度の導入に伴うもの
 - ア 指定管理者の申請（第7条）
 - イ 指定管理者の指定の基準（第8条）

2 施行期日

平成17年4月1日

3 問い合わせ先

自然環境部緑環境課森林保全担当
直通 03 - 5388 - 3551
内線 42 - 647